

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免 提出書類一覧

●提出書類

区分	提出書類	追加の提出書類	
新型コロナウイルスに感染して死亡した または重症となった場合	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税減免申請書兼決定伺書 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書、死体検案書等 医師の診断書、措置入院勧告書等 (新型コロナウイルス感染症の記載があること)	
収入が減少した場合	失業した場合	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税減免申請書兼決定伺書 同意書 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証、退職証明書、解雇通知書等
	廃業した場合	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年中の収入見込額申告書、令和4年中の収入見込額内訳書 	<ul style="list-style-type: none"> 廃業届等
	上記以外による場合	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年1月から申請月の前月までの収入がわかる書類(帳簿、給与明細書等) 令和3年分の確定申告書、収支内訳書または青色申告決算書(事業収入がある場合) 令和3年分の年末調整済みの源泉徴収票等(給与収入がある場合) 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合はその金額がわかる資料の写し 	

●令和3年中の収入・所得を申告されていない方へ

世帯主および国民健康保険に加入されている方全員(令和4年4月1日現在 18歳以下の扶養親族は除く)の令和3年中の所得の申告がないと、減免の要否の判定や減免額の計算ができないため申請の受付ができません。事前に確定申告または住民税の申告を済ませてください。

●申請方法

【窓口】

受付場所：十和田市役所本館1階 収納課

受付時間：平日午前9時から午後5時

【連絡先】

収納課 電話番号：0176-51-6760・6761(直通)

●注意事項

- 令和3年中の所得が0円以下の方は、減免の対象とはなりません。
- 虚偽の申請があったときは、申請の却下または減免の決定を取り消します。